

平塚市 妊婦健康診査償還払い制度のご案内

助産院や里帰り出産をするため県外の医療機関で妊婦健診を受診した方、横浜市、川崎市、横須賀市の医療機関など、本市の妊婦健康診査費用補助券が使用できない機関で受診された方、県内の医療機関で受診した費用が補助券の金額に満たず使用できなかった方に対し、その健診費用の一部または全部が助成（償還払い）される制度があります。

【助成限度額】

平塚市妊婦健康診査費用補助券又は平塚市妊婦健康診査受診券の金額

※健康保険が適用される費用については対象になりません

※「妊婦健康診査追加補助券」も使用できる場合があります

【申請・請求期間】

最終妊婦健康診査日から1年以内

【申請に必要なもの】

- (1) 母子健康手帳
- (2) 未使用の母子健康手帳別冊（妊婦健康診査費用補助券、妊婦健康診査受診券及び追加補助券）
- (3) 振込口座の「金融機関名、支店名、口座番号、口座区分（普通預金、当座預金など）、名義（カタカナ表記）が確認できるもの（通帳やネットバンキングの画面等）
- (4) 請求書（市ホームページからダウンロード可能。申請場所にもあります。）
- (5) 医療機関が発行した「領収書」及び「診療明細書」の両方（妊婦氏名、健診日、領収金額が明記されているもの）

※健診費用が明示されていない場合は支払いできませんので、あらかじめご了承ください。

【申請場所】

来所の方は事前にご予約をお願いします。また、郵送での申請は、次ページをご覧ください。

平塚市保健センター3F ひらつかネウボラルームはぐくみ

住所：〒254-0082 平塚市東豊田448-3 電話 0463-59-9570

【その他】

1か月～1か月半を目途に指定口座に振込いたします。

振込通知は送付いたしませんので、通帳記帳等でご確認ください。

【郵送での申請手続きについて】

次の(1)～(4)を郵送してください。不備があった場合にはご連絡をさせていただきますので、コピーした用紙の余白等に電話連絡先の記入をお願いいたします。

(1) 母子健康手帳にある「出生届出済証明」及び「妊娠中の経過」のページのコピー

※下記の画像を参考としてご確認ください

(2) 母子健康手帳別冊にある「妊婦健康診査費用補助券または受診券」及び「追加補助券」

※未使用分を切り取ってください

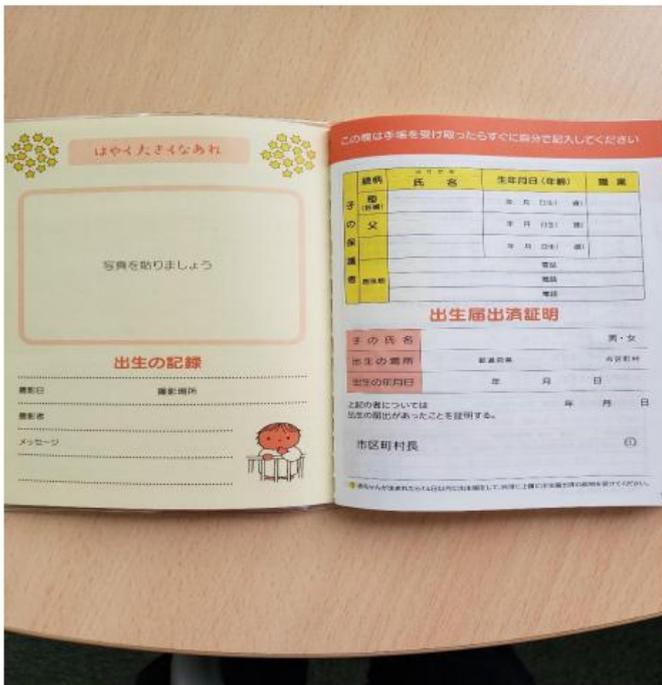
(3) 記入済みの「妊婦健康診査費用助成(償還払い)の請求書」

※平塚市 HP「妊婦健康診査」のページに様式のデータと記入例があります

(4) 領収書及び診療明細書(両方)のコピー

※受診者名、妊婦健診の実施年月日、領収金額、医療機関の所在地・名称が記載されているもの

ページ写真 (参考)



【郵送先】

平塚市保健センター3F ひらつかネウボラルームはぐくみ

住所: 〒254-0082 平塚市東豊田448-3 電話 0463-59-9570